新潟県報道資料

新潟県

令和８年 10 月 29 日
福祉保健部感染症対策・薬務課

新潟県感染症情報（週報速報版）をお知らせします
（令和８年第 43 週：令和８年 10 月 19 日から令和８年 10 月 25 日まで）

※新潟県感染症情報は「**速報版**」であり、前週公表した数値と異なる場合があります。

●今週のトピック

◆インフルエンザの注意報を発令しています。（別紙１参照）
○県内では定点当たりの報告数が**11.40**と前週の10.11に比べて増加し、注意報基準（定点当たり10）を超えています。
○学校において、学級閉鎖等が見られています。
○発熱や咳などの症状がある場合は、外出を控えてください。
○やむを得ず外出される場合にはマスクを着用するとともに、手洗いの励行など基本的な感染対策の徹底をお願いします。
※【参考】過去３シーズンの注意報基準を超えた週
・2025/2026シーズン：2025(令和７)年第45週(11月３日～11月９日)：定点当たり11.20
・2024/2025シーズン：2024(令和６)年第50週(12月９日～12月15日)：定点当たり10.34
・2023/2024シーズン：2023(令和５)年第43週(10月23日～10月29日)：定点当たり12.12

インフルエンザに注意しましょう - 新潟県ホームページ
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/1321390939638.html

令和８年度 今冬の急性呼吸器感染症（ARI）総合対策｜厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/index2026.html

◆今年度のインフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの定期接種が始まっています。
○重症化予防の観点から、ワクチン接種は有効とされています。
○65歳以上の方及び60～64歳で一定の基礎疾患がある方を対象とした定期接種が実施されています。
○詳しくは、お住まいの市町村やお近くの医療機関にお問い合わせください。

新型コロナワクチンの定期接種について - 新潟県ホームページ
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/coronavaccine.html

●定点報告

全県に警報を発令している疾病：なし

●全数報告

1類感染症	届出なし				
2類感染症	結核	８件	新潟市保健所管内	無症状病原体保有者	30 歳代男性
			新潟市保健所管内	無症状病原体保有者	70 歳代女性
			新潟市保健所管内	患者	40 歳代女性
			新潟市保健所管内	患者	70 歳代男性
			新潟市保健所管内	患者	70 歳代女性
			新潟市保健所管内	患者	80 歳代男性
			長岡保健所管内	無症状病原体保有者	100 歳代女性
			長岡保健所管内	患者	20 歳代男性
3類感染症	届出なし				
4類感染症	Ｅ型肝炎	１件	新潟市保健所管内	無症状病原体保有者	10 歳代男性
	レジオネラ症	３件	新潟市保健所管内	患者	50 歳代男性

別紙１

インフルエンザに注意しましょう。
～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

１　流行状況

○　令和８年第 43 週（10 月 19 日～10 月 25 日）のインフルエンザの定点当たりの報告数は 11.40 と前週の 10.11 に比べて増加し、注意報基準（定点当たり 10）を超えています。

○　参考　　流行期入りの目安　　定点当たり報告数　　1
　　注意報の基準　　定点当たり報告数　10
　　警報の基準　　定点当たり報告数　30（警報終息の基準　10 ）

○　直近のシーズンで初めて、全県で流行期入り、注意報、警報基準を超えた週
　流行期：2025(令和７)年第 43 週（10 月 20 日～10 月 26 日）：定点当たり 2.05
　注意報：2025(令和７)年第 45 週（11 月３日～11 月９日）　：定点当たり 11.20
　警　報：2025(令和７)年第 47 週（11 月 17 日～11 月 23 日）：定点当たり 51.45

２　予防方法等

○　外出が必要な場合はマスクを着用し、人混みを避けてください。
○　具合が悪いときは外出を控え、イベント等への不参加を徹底しましょう。
○　発熱や咳などの症状がある方は、登校／出勤はしないようにしましょう。
○　外出からの帰宅後は手洗いを徹底してください。
○　バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
○　室内では、適度な湿度（５０～６０％）を保ってください
○　基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
○　り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。

３　学校保健安全法における扱い

○　第二種感染症として定められており、発症から５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児は３日）を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。